内閣衆質一九〇第一三〇号

平成二十八年二月二十三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆

議院議長

大

島

理

森 殿

衆議院議員仲里利信君提出省庁の非通知電話に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

一から五までについて

どの対応について、今後検討してまいりたい。また、会計検査院においても同様に検討を行うものと承知 号を割り振ることができない等の事情のある府省があるが、他方、これまで特段の支障なく業務を行うこ 定としている理由については、例えば、 ころであり、そのような府省においては、 とができていたことから、特に検討を行うことなく電話番号を非通知とする設定としてきた府省もあると 知として行われているものと承知しているが、その開始時期については、当該府省においてこれまで調査 した限りでは、特定することができず、お答えすることは困難である。また、電話番号を非通知とする設 部の府省において、その電話機の全部又は一部からの対外的な電話発信が、 電話交換機の仕様上、電話発信の際個々の電話機に一定の電話番 御指摘の趣旨も踏まえ、 電話番号を通知する設定に変更するな 発信者の電話番号を非通

している。